

年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。
 ※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

燃えるごみ	1月5日(月)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～4日(日)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月29日(月)まで、年始は1月5日(月)から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月30日(火)まで、年始は1月6日(火)から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月31日(水)まで、年始は1月7日(水)から				
粗大ごみ	1月5日(月)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)、2日(金)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。				
資源ごみ カン・ビン、ペットボトル、 プラスチック製容器包装、 牛乳パックなど	1月5日(月)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)、2日(金)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。				
収集地域	粗大ごみ	カン・ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	牛乳パックなど
ア・力行	青葉丘、加太、五軒家		1/1(祝)→1/8(木)	1/1(祝)→1/8(木)	
	旭ヶ丘町、粟ヶ池町、川面町、喜志新家町、喜志町一～五丁目、木戸山町		1/2(金)→1/9(金)	1/2(金)→1/9(金)	
	梅の里、喜志(大字)			1/2(金)→1/9(金)	
	嬉、彼方	1/2(金)→12/31(祝)			
	かがり台、北大伴町、楠町 金剛錦織台、金剛伏山台			1/2(金)→1/9(金) 1/1(祝)→1/8(木)	1/2(金)→1/9(金) 1/1(祝)→1/8(木)
サ・タ行	西条町、桜井町、新堂(平和台)、通法寺町		1/2(金)→1/9(金)	1/2(金)→1/9(金)	
	新青葉丘町		1/1(祝)→1/8(木)	1/1(祝)→1/8(木)	
	新堂(平和台除く)			1/2(金)→1/9(金)	
	須賀、甘山 寺池台二～五丁目			1/1(祝)→1/8(木) 1/1(祝)→1/8(木)	1/1(祝)→1/8(木)
ナ・ハ行	錦織北・中・東・南		1/1(祝)→1/8(木)	1/1(祝)→1/8(木)	
	平町		1/2(金)→1/9(金)	1/2(金)→1/9(金)	
	伏見堂、不動ヶ丘町	1/2(金)→12/31(祝)			
	伏山 別井			1/1(祝)→1/8(木) 1/2(金)→1/9(金)	1/1(祝)→1/8(木) 1/2(金)→1/9(金)
マ・ヤ行	緑ヶ丘町、南旭ヶ丘町、宮町		1/2(金)→1/9(金)	1/2(金)→1/9(金)	
	南大伴町、山中田町 横山			1/2(金)→1/9(金)	1/2(金)→1/9(金) 1/2(金)→12/31(祝)

ごみは、年末が12月31日(水)まで、
 年始は1月5日(月)から通常どおり
 収集します

年末年始のごみ・し尿収集日

問い合わせ 衛生課
 (内線144～146)

年末年始のし尿収集日

※1月の2回目および毎月の収集日は、市ウェブサイトの各課のページ「衛生課」に掲載しています。
 ※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

し尿収集地域		し尿収集日	し尿収集地域		し尿収集日		
ア・力行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	12/26(金)、1/10(土)	ナ・ハ行	中佐備、楠風台、東板持町	1/9(金)		
	旭ヶ丘町	1/7(祝)		中野町	1/6(火)		
	嬉(桜ヶ丘)	1/10(土)		中野町西	1/9(金)		
	嬉(桜ヶ丘除く)	1/12(祝)		西板持町(柏木住宅)	1/5(月)		
	彼方	1/12(祝)		西板持町(柏木住宅除く)	1/6(火)、7(祝)		
	上佐備、甘南備	1/9(金)		錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/27(土)、1/14(祝)		
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、木戸山町	1/5(月)		錦織北・中・東(笹原町除く)・南、伏見堂(青山台)	1/13(火)		
	川向町	1/6(火)		錦織(大字)、伏山(聖ヶ丘含む)	12/26(金)、1/14(祝)		
	喜志新家町	1/8(木)		錦織東(笹原町)、伏見堂(青山台除く)	1/12(祝)		
	甲田(北甲田含む)	1/13(火)		平町	1/9(金)		
	寿町(青山台)	12/27(土)、1/14(祝)		別井	1/5(月)		
	寿町(青山台除く)	12/27(土)、1/6(火)、9(金)		本町	1/10(土)		
	サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町		1/5(月)	マ・ヤ行	南大伴町	1/7(祝)
		桜ヶ丘町		1/6(火)、7(祝)		宮甲田町	1/10(土)
下佐備、甘山		1/9(金)	宮町	12/29(月)、30(火)、1/5(月)、15(木)、16(金)、19(月)			
昭和町		12/26(金)、1/12(祝)	山中田町	1/6(火)			
新家		1/10(土)	横山	1/12(祝)			
須賀(大字含む)		12/26(金)、1/14(祝)	龍泉	1/9(金)			
谷川町		12/30(火)、1/16(金)	若松町	12/29(月)、30(火)、1/15(木)、16(金)			
常盤町(国道筋)		1/5(月)、6(火)、7(祝)	若松町西	1/9(金)			
常盤町(国道筋除く)	12/29(月)、1/15(木)	藤野ミゼット車収集地区	1/5(月)				
富田林町	12/26(金)、1/5(月)、12(祝)	阪南ミゼット車収集地区	12/26(金)、1/10(土)				

○印は業務日

施設名など	とき	26 (金)	27 (土)	28 (日)	29 (月)	30 (火)	31 (水)	1 (木)	2 (金)	3 (土)	4 (日)	5 (月)	6 (火)
市役所・金剛連絡所		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
市役所日曜窓口		-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
休日急病診療 ※1		-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
富田林病院（外来診療）		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
保健センター		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
水道お客様センター ※2		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
図書館（中央・金剛）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
人権文化センター・児童館		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
青少年センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
すばるホール ※3		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
レインボーホール（市民会館）※4		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民公益活動支援センター		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
総合福祉会館（社会福祉協議会）※5		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
かがりの郷 ※6		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
けあばる ※7		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
農業公園サバーファーム		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レインボーバスの運行		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
富田林斎場		○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所 ※8		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○

年末年始の業務案内

※市役所の業務は、
年末が12月26日(金)まで、
年始は1月5日(月)からです。

※1 内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は富田林病院で診察しています。受付時間などは、19ページをご覧ください。

※2 12月27日(土)、28日(日)、1月4日(日)は午後5時で閉所します。

※3 12月28日(日)、1月4日(日)は午後5時30分で閉館します。

※4 12月28日(日)は浴場の利用はできません。

※5 12月28日(日)、1月4日(日)は浴場の利用はできません。

※6 12月28日(日)、1月4日(日)、5日(月)は浴場の利用はできません。

※7 介護老人保健施設は12月27日(土)～1月4日(日)まで面会はできませんが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

※8 12月29日(月)～1月3日(木)も墓参りはできません。

第3ほんわかセンター出張所「けあばる金剛」を開設します

本市では、市域を3つの圏域に分け、それぞれに地域包括支援センター（愛称、ほんわかセンター）を設置しています（下表参照）。

圏域	担当区域	設置場所	開館時間	電話番号
第1	喜志・第一中学校区	市役所	午前9時～午後5時30分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	(25)1000 (内線197)
第2	第二・第三中学校区	かがりの郷		(25)8205
第3	藤陽・明治池・葛城 金剛中学校区	けあばる	午前8時45分～午後5時15分 (月曜日、年末年始を除く)	(28)8500
		けあばる金剛	午前8時45分～午後5時15分 (日・月曜日、祝日、年末年始を除く)	(69)6901

同センターは、高齢者とそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉の専門職がさまざまなご相談をお聞きし、活用できる制度の紹介や問題解決への支援などをする総合相談窓口です。

1月13日(火)より新たに、第3ほんわかセンターの出張所として「けあばる金剛」を開設す



「けあばる金剛」オープニングイベント
とき 1月13日(火)、午前10時～正午
ところ けあばる金剛、金剛団地中央集会所（左図参照）
内容 握力測定、脳年齢測定、もの忘れタッチパネル、介護と健康の相談会、UR生活支援アドバイザーによる相談、救急医療情報キットや笑顔れんらく帳の配布
※来場者には、記念品（先着100人）を贈呈します。
問い合わせ 高齢介護課（内線183）

ることになりました。不安や困り事など、気軽にご相談ください。

今年も統一地方選挙の年です

今年、統一地方選挙が実施されます。

私たちは、選挙によって選ばれた代表者を通じて政治に参加し、意思を反映させていきます。地方自治体の議員や首長を選ぶ選挙は、私たちに最も身近な政治参加の機会です。

府議会議員一般選挙は、4月3日(金)に告示され、12日(日)が投票日です。なお、今回より選挙区が「富田林市、大阪狭山市及び南河内郡」(議員定数2人)に変わります。

また、市議会議員一般選挙および市長選挙は、4月19日(日)に告示され、26日(日)が投票日となります。

私たちの意思を正しく反映させるためにも、必ず投票しましょう。

※期日前投票所は、市役所庁舎に加え、金剛連絡所(2階ホール)にも開設していますので、投票日に投票できない人はぜひご利用ください。

立候補予定者説明会

市議会議員一般選挙および市長選挙の立候補予定者説明会を、次のとおり開催します。

とき 2月12日(木)、午後1時30分～4時ごろ

ところ 市役所401会議室

※出席は、立候補予定者1人につき3人以内に限ります。

郵便などによる不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、または介護保険被保険者証をお持ちで、次の要件に該当する人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

身体障がい者手帳の記載内容

- 両下肢・体幹の障がい、または移動機能の障がいがある1・2級の人
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障

がいがある1・3級の人
○3級の人

戦傷病者手帳の記載内容

○両下肢または体幹の障がいがある2項症の人

○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいがある3項症の人

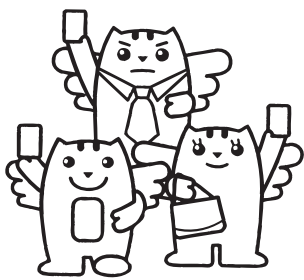
介護保険被保険者証の記載内容

○要介護状態区分が要介護5の人

この方法で不在者投票をするためには、事前に選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

申請は、随時受け付けていますので、該当される人はお早めに手続きをしてください。なお、同証明書には有効期限がありますので、すでに期限が切れている人は、再度申請が必要です。

お問い合わせ 選挙管理委員会事務局(内線486)



冬季に流行する感染症を予防しましょう

感染性胃腸炎とは

ウイルスや細菌が原因となって嘔吐や下痢などの症状を引き起こす病気の総称です。特に、冬季に流行するノロウイルスの感染力は非常に強力ですが、特效薬やワクチンがないため予防が大事です。

感染性胃腸炎を予防するには

●帰宅時や調理の前後、食事前、トイレの後は、せっけんで指先から手首までしっかりと洗きましょう。

●食品などは中心部まで十分加熱(中心温度85℃～90℃で90秒以上の加熱)をすれば感染性はなくなるというわれています。

●感染した人の便や嘔吐物を処理するときは、ビニール手袋などを使用し、「すぐに拭き取る」「乾燥させない」「消毒する」の3原則を守りましょう。

3原則を守りましょう。



予防しましょう

感染の予防方法および便や嘔吐物の処理方法など、詳しくは府ホームページの「ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎にご注意」<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/kansen/norohini>をご覧ください。

呼吸器系感染症やインフルエンザにもご注意ください

冬季には、マイコプラズマ肺炎や肺炎などを引き起こして重症化することもあるRSウイルス感染症、インフルエンザなどの感染症が流行します。

自分だけでなく、乳幼児や高齢者など重症化する恐れのある周りの人を守る意味でも予防が大事です。

呼吸器系感染症やインフルエンザを予防するには

帰宅時の手洗いやマスクの着用とせきエチケットを心掛けましょう。

お問い合わせ 保健センター(☎285520)

毎年1月26日は文化財防火デー

昭和24年1月26日、世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことから、毎年この日を「文化財防火デー」と定め、文化財防火運動が全国的に実施されます。市消防本部でも、大切な財産である文化財を火災や地震などの災害から守り、市民の皆さんの文化財保護と防火意識の高揚を図るため、重要文化財の消防訓練と防火査察を実施します。

とき 1月26日(月)、午前10時～

ところ 錦織神社

問い合わせ 市消防本部警備救急課〔☎(25)1125〕

防火管理者資格取得講習会

消防法の規定により、一定基準以上の建物には防火管理者を選任し、消防長への届け出が必要です。市消防本部では、この資格を付与するための講習会を実施します。

とき 2月18日(水)、19日(木)、午前9時～午後4時ごろ(全2回)

ところ 市消防本部

定員 80人(申し込み先着順)

受講料 3500円(テキスト代)

申し込み 1月13日(火)～30日(金)(土・日曜日を除く午前9時～午後5時)までに、市消防本部予防課〔☎(25)7400〕へ(電話申し込み不可)

「災害に強い、人にやさしい、煌のまちづくり」講演会

阪神・淡路大震災から20年。災害への備えを「地域福祉」の視点から考える同講演会を開催します。

とき 1月31日(土)、午後1時30分～3時30分(午後0時30分開場)

ところ レインボーホール(市民会館)中ホール

※駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 小野 達也さん(大阪府立大学人間社会学部准教授)による講演「人と人とのつながりで災害にそなえる」、地域の活動紹介、防災資機材や防災グッズの展示など
※手話通訳、要約筆記あり。

定員 300人(当日、直接会場へ)

参加費 無料

問い合わせ 地域福祉課〔内線288・FAX(21)4782〕

「市地域防災計画」を改訂しました

本市では、市域に係る防災(災害予防対策をはじめ、災害発生後の災害応急対策や災害復旧・復興対策など)に関し、市および防災関係機関などが処理すべき事務や業務などを定めた「市地域防災計画」を策定し、災害に備えています。

このたび、南海トラフの巨大地震における国や府の被害想定が公表されたことにより、同防災計画を改訂しました。

また、新しい同防災計画は、東日本大震災や近年全国で多発している土砂災害などを教訓とした、最新の関連法令などに合わせた内容となっています。

今後は、同防災計画を基に自助(自分で守る)、共助(地域で守る)、公助(行政が守る)が一体となって取り進む防災を推進していきます。

なお、同防災計画の詳細は、市ウェブサイトの安心安全ガイド「災害への備え」でご覧いただけます。
問い合わせ 危機管理室(内線421)

地域ぐるみ防災対策を!

毎年1月17日は防災とボランティアの日

1月15日～21日は防災とボランティア週間です

20年前に発生した阪神・淡路大震災において、災害時のボランティア活動の重要性が広く認識されたことから、「防災とボランティアの日」と「防災とボランティア週間」が定められています。

の巨大地震をはじめ、本市の近くにある上町・生駒断層の影響により、震度6規模の地震が予想されています。いつ起こるか分からない地震に備えて、家族で防災会議を開きましょう。

- ◎ 家族一人一人の役割分担を決める
 - ◎ 家の中の危険な箇所を改善
 - ◎ 非常持ち出し品(ラジオ、懐中電灯、救急セット、常備薬、非常食、水、家族の写真など)の準備、確認、入れ替え
 - ◎ 防災用具(消火器、救急箱など)の点検
 - ◎ 離れ離れになったときの連絡方法を確認
 - ◎ 避難場所や避難経路の確認
- 問い合わせ** 危機管理室(内線421)、自主防災組織に関することは市消防本部警備救急課〔☎(25)1125〕

パブリックコメントを 実施します

パブリックコメントとは、市の基本的な政策や計画などを立案する過程において、その案を広く公表し、市民の皆さんから寄せられた意見を考慮し、市として意思決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

①市子ども・子育て支援事業計画（素案）
24年8月に、子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。この法律などに基づいて、27年4月より、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の充実を図っていく

「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。本市では、新制度の施行に向け、「富田林市子ども・子育て会議」を設置し、地域の実情に応じた「市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間27～31年度）の策定に取り組んでいます。

②第4期市障がい福祉計画（素案）

第4期市障がい福祉計画とは、障害者総合支援法に基づき、必要な障がい福祉サービスや相談支援などが、地域において計画的に提供されるよう策定する計画です。同計画では、27～29年度までの障がい福祉施策をまとめています。

③市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画（素案）

市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画とは、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らしていくことを目的に策定する計画です。同計画では、27～29年度までの高齢者施策の総合的な推進と3力年の介護サービス量などの推計に基づく介護保険事業をまとめています。

問い合わせ ①はこども未来室（内線202）、②は障がい福祉課（内線194）、③は高齢介護課（内線175）

●意見などの募集期間

①② 1月6日(火)～2月5日(木)、③ 1月8日(木)～27日(火)

●素案の閲覧方法

①② 1月6日(火)～、③ 8日(木)～、市役所（情報公開課および①はこども未来室、②は障がい福祉課、③は高齢介護課）、金剛連絡所、人権文化センター、中央・金剛・東公民館、中央・金剛図書館、青少年センター、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、または市ウェブサイトの市役所のご案内「パブリックコメント」でご覧いただけます

●意見などの提出方法

住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、Eメールで、①は2月5日(木)までに☎584-8511市役所こども未来室（FAX(24)8976・Eメールkodomo@city.tondabayashi.lg.jp）、②は2月5日(木)までに☎584-8511市役所障がい福祉課（FAX(25)3123・Eメールfukushi@city.tondabayashi.lg.jp）、③は1月27日(火)までに☎584-8511市役所高齢介護課（FAX(20)2113・Eメールkaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp）へ（①②は消印有効、③は必着）

※直接持参も可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。

農業委員会委員 選挙人名簿の申請を

毎年、農家からの申請に基づいて、選挙権の資格を調査し、選挙人名簿を作成しています。

次の①②に該当する人で、農業実行組合に所属している人は1月7日(水)までに各組合長へ、所属していない人は10日(土)までに農業委員会事務局へ申請書を提出してください。

①平成7年4月1日以前に生まれた人
②1月1日現在で、10[㍻]以上の農地を耕作する人、またはその人と同居の親族で、年間60日以上耕作している人など

問い合わせ 農業委員会事務局（内線444）、選挙管理委員会事務局（内線486）

「つながるファイル」を ご利用ください!



「つながるファイル」は、保護者と担任の先生などの支援関係者が子どもの状況を共通に理解し、一緒に考えながら、効果的な支援をしていくことを目的に作られました。

ファイルを作るメリット

子どもが保育園や幼稚園、小・中学校などに進学する際、同ファイルを作っておくことで、子どもの状況について何度も同じことを説明する負担を軽減できます。

また、所属する園や学校が変わっても、一貫した支援、教育を受けることが期待できます。

さらに、子どもの成長の様子を振り返ったり、病院

や相談機関などで受けたアドバイスの内容を確認したりすることもできます。
ファイルが欲しいときは

担任の先生または保健センターの保健師に申し出てください。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ ともも未来室 (内線208)

ご存じですか すまい給付金

同給付金は、26年4月の消費税8割への引き上げ以降に、引き上げ後の消費税率が適応された住宅を購入された人の負担を軽減するため、収入に応じて国から最大30万円が支給される制度です。

※受給の条件や支給額、申請方法など詳しくは、同給付金事務局ホームページ (<http://sumai-kyufu.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ 同給付金専用ナビダイヤル ☎0570(064)186、住宅政策課 (内線438)

27年度住民税に 適用される主なもの

適用される主なもの

税制改正により、27年度住民税に適用される主な項目は次のとおりです。

住宅ローン控除の延長・控除限度額の拡充

個人住民税(市・府民税)の住宅ローン控除について、適応期間が4年間(26年1月1日～29年12月31日)延長され、さらにその期間のうち、26年4月1日から29年12月31日(日)までに居住を開始した場合の控除限度額が9万7500円から13万6500円に拡充されます。

上場株式などの譲渡・配当所得などに係る10%配当税率の廃止

上場株式などの譲渡・配当所得などに係る税率は、特例措置により25年12月31日まで10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されていますが、26年1月1日以降は本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

さらに、平成49年までは復興特別所得税(25年は0.147割、26年以降は0.315割)が加算されます。ゴルフ会員権などの譲渡損失に係る損益通算などの改正(生活に通常必要でない資産の範囲の追加)

譲渡損失の他の所得との損益通算および雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権など)が

追加されました。

これにより、ゴルフ会員権などの譲渡損失については、総合課税において、他の所得との損益通算が適用できなくなりました。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 課税課 (内線111、112、117)

すばるホール芸術文化助成事業をご利用ください

本市における芸術文化活動の振興と活性化を図ることを目的に、市内の芸術文化活動団体が実施する創造的かつ自主的な芸術文化活動を支援・助成します。

対象団体 本市に拠点を置き、すばるホールを利用した芸術文化活動を実施する団体
助成金額 上限20万円(対象経費から収入を控除した3分の2以内の金額)
対象期間 4月～9月に実施する事業

申し込み 1月31日(日)までにすばるホール ☎(25)0222へ

※申し込み方法など詳しくはすばるホールホームページ (<http://subaruhall.org/>) をご覧ください。

とんだばやし ふるさと寄付金 ～皆様のご寄付を心より お待ちしております～

ふるさと寄付金は、自分が生まれ育ったふるさとや応援したい地方公共団体（都道府県および市区町村）に寄付する制度です。同制度では、寄付金額に応じて所得税と個人住民税が軽減されます。富田林を「ふるさと」として応援し、本市の発展にご協力いただきますようお願いいたします。

本市では、20年10月から「とんだばやしふるさと寄付金」を募集し、これまでに1億2834万円（26年11月末現在）の寄付をいただきました。

このお金は、寄付していただいた皆さんの希望に沿って、自然環境の保全や

地域の活性化、子育て支援などの貴重な財源として活用させていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

26年度活用事業の一例

- ・滝谷公園の整備
 - ・市のプロモーションビデオ作成
 - ・小・中学校図書室のエアコン設置
 - ・新市営プールの開設など
- ※寄付の手続きなど詳しくは、市ウェブサイトを「ふるさと寄付金」をご覧ください。

問い合わせ 同寄付金の申請については秘書課（内線312）、税控除については課税課（内線111）

新しい民生委員・ 児童委員が決まりました

民生委員・児童委員として、昨年12月1日付で次の人が委嘱されました。

- 龍泉・岸之本担当
森本 照美さん（☎35）4020

問い合わせ 地域福祉課（内線283）

新たに市内の一部地域においてウメ、モモなどの苗、植木、盆栽、切り枝などの持ち出しが禁止されました

25年12月に、「プラムポックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）」の緊急防除に関する省令」などが改正され、本市の一部地域においてウメ、モモなどの苗、植木、盆栽、切り枝などの持ち出しが禁止されました。

プラムポックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）とは

ウメやモモなどの植物が同ウイルスに感染すると、葉に特徴的な輪紋を生じるほか、果実の表面に斑紋が生じることで商品価値が損なわれたり、成熟前に落果したりするなどの悪影響を及ぼすことが知られています。

そのため、同ウイルスは植物防疫法により「検疫有害動植物」に指定されており、根絶をめざした緊急防除が実施されています。

26年の国・府による調査の結果、新たに新青葉丘町が持ち出し禁止区域に追加指定されました。

地域 持ち出しはいけない

左表に記載

持ち出しはいけない地域（緊急防除区域）	
新青葉丘町	寺池台一～五丁目
甲田一～六丁目	常盤町
小金台一～四丁目	錦織（大字）
寿町一～四丁目	錦織北一～三丁目
桜ヶ丘町	錦織東一・二丁目
新家一・二丁目	錦ヶ丘町
高辺台一～三丁目	藤沢台一～七丁目
谷川町	富美ヶ丘町
廿山（大字）の一部 ※	宮甲田町
廿山一・二丁目	美山台
津々山台一～五丁目	

※府道202号線以南の地域

植物 持ち出しはいけない

■ウメ、モモ、ユスラウメ、スモモ、アンズ、ネクタリン、オウトウ、セイヨウマユミ、ヨウシュイボタなど

※種子および果実は持ち出すことができます。

●同ウイルスは、ウメ、モモなどの植物に感染するウイルス病で、人や動物には感染しません。感染している木の葉に触ったり、果実を食べたりしても健康に影響はありません。

問い合わせ 農林水産省神戸植物防疫所業務部国内検査担当（☎078（389）5320）、府農政室推進課病害虫防除グループ（☎072（957）0520）

家庭でできる 節電にご協力を

本市では、市役所の省エネおよび節電対策として、消灯の励行や暖房温度の適正管理などに取り組んでいます。

市民の皆さんも健康に影響のない範囲で、節電にご協力をお願いします。問い合わせ みどり環境課（内線432）

2月2日(月)～ 市役所駐車場を 有料化します

2月2日(月)より、市役所を利用される人の利便性の向上を目的に、市役所駐車場を整備し、有料化します。有料化により、無断駐車無くし、駐車待ち時間の短縮を図ります。

ご利用窓口での所要時間分の駐車料金は割引処理を受ければ無料

車で来庁された人は、入庫の際に発券される駐車券を、ご利用の窓口で提示してください。窓口にて、駐車券に受付印を押します。で、押印済みの駐車券を1階総合受付などに持参し、割引処理を受けてください。

駐車券は出庫の際に必要となりますので、紛失しないようご注意ください。

なお、駐車スペースには限りがありますので、来庁の際には、できる限り電車・バスなどの公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

料金表

駐車時間	金額
午前8時から 午後6時まで	入庫後30分ごとに100円 (ただし、入庫後60分以内は200円)
午後6時から 午前8時まで	入庫後60分ごとに100円

※最大料金の設定はありません。

利用料金は、下表のとおりです。ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ 総務課 (内線333)

ぼかし剤購入 補助金の申請は 1月～2月まで

本市では、家庭から出る生ごみを減量化・堆肥化する生ごみぼかしあえ器を用いるのぼかし剤を購入された世帯に補助金を交付しています。ただし、米ぬかなどの原材料は対象外です。

同補助金の申請を1月5日(月)～2月27日(金)まで受け付けます。

※補助金は一世帯につき年間16個まで、26年中に購入したぼかし剤が対象です。

対象者 市内に住所を有し、かつ生ごみぼかしあえ器を使用している世帯

補助金額 ぼかし剤購入価格(消費税などは除く)の2分の1の額(10円未満は切り捨て)

※購入店のポイントなどを利用し、割り引きを受けた場合は、割り引き後の金額が購入価格となります。

申請に必要なもの ①レシート、領収書または購入店発行の販売証明書(原本)、②振込先と口座番号の分かるもの、③印鑑(認め印)

※申請者、領収書(販売証明書)の氏名と振込先口座名義人は同じ人に限ります。

問い合わせ 衛生課 (内線144) 144

農林業センサスに ご協力を!

2月1日(日)現在を基準日として、農林業の国勢調査といわれる「2015年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために、5年ごとに実施される大切な調査です。1月中旬から農林業を営んでいる皆さんのところに調査員が伺いますので、調査にご協力をお願いします。

問い合わせ 総務課 (内線331)

道路の陥没などを発見されたときはお知らせください

本市では、道路の安全確保のため、定期的に点検パトロールを実施していますが、市内全ての区域を細部にわたって確認できないこともあります。

そのため、地域や道路利用者の皆さんからの情報提供が大変有効となります。

通勤や散歩などの途中で、道路の穴や陥没、ガードレール・カーブミラーの破損、溝蓋の破損・隙間などを見つけたときは、道路交通課(内線413)までご連絡をお願いします。

生け垣や庭木は適切な管理を

カイツカイブキなどの生け垣や庭木の緑が伸び過ぎて道路にはみ出すと、景観を損ねるだけでなく通行の妨げとなります。

また、交差点の見通しが悪くなったり、カーブミラーを隠してしまったりするなどで、思わぬ事故の原因にもなりかねません。

敷地内の生け垣や庭木などは、早めに剪定するなど所有者が適切に管理し、人にやさしく安全で美しいまちづくりにご協力ください。

問い合わせ 道路交通課 (内線412)

レインボーバスの運賃支払い方法 が変更になりました

レインボーバスの運賃支払い方法が変更になりました。

支払いが現金の場合は、乗車口で整理券を取っていただく必要があります。また、磁気カードをご利用の場合は、乗車口でカード読み取り機にカードを通していただく必要がありますので、ご注意ください。

問い合わせ 近鉄バス(株)八尾営業所 ☎072(949)4681、道路交通課 (内線416)

住民票の写しなどの交付に係る 本人通知制度を実施しています

本市では、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知する制度を実施しています。これにより、住民票の写しなどの不正請求の早期発見や抑制につながることが期待できます。

※代理人や第三者が住民票の写しなどを取得できないようにする制度ではありません。

登録できる人 本市の住民基本台帳に記録されている人、または戸籍に記載されている人

登録有効期間 登録から5年間（継続の場合も再度登録が必要です）

登録方法 本人確認ができる運転免許証、または健康保険証などを持参し、市民窓口課（内線131）へ

※なお、交付した事実の証明が必要な人には、申請に

より証明書を発行（手数料300円）します。証明書の記載内容は、住民票の写しなどの種別、交付日、交付枚数です。代理人に交付した場合は、代理人の住所、氏名も記載します。

納税通知書および国民健康保険料決定通知書の送付用封筒に掲載する広告を募集します

本市では、財源の確保に努めるため、同封筒の裏面に掲載する広告を募集します。

封筒使用期間 4月1日(水)～28年3月31日(木)

広告の規格 縦6号×横8号

封筒の種類・印刷予定枚数・一斉送付時期

《納税通知書》

- ①固定資産税用、4万7000枚、5月上旬
 - ②市府民税用、3万8000枚、6月上旬
 - ③軽自動車税用、3万3000枚、5月上旬
- ※一斉送付時期以外にも、随時使用する場合があります。

※最低申込金額は①4万7000円、②3万8000円、③3万3000円です。広告掲載の基準を満たしており、①②③の順で申込金額が最も高い広告主に決定します。この順で先に決定した者は、他の封筒の広告主にはなれません。ただし、他に申込者がいない場合、この限りではありません。

《国民健康保険料決定通知書》

- ①仮決定用、1万8000枚、4月中旬
- ②本決定用、1万8000枚、7月中旬
- ③保険証用、1万8000枚、10月中旬

※最低申込金額は①+②=3万6000円、③1万8000円です。広告掲載の基準を満たしており、申込金額が最も高い広告主に決定します。

申し込み 納税通知書は課税課（内線110）、国民健康保険料決定通知書は保険年金課（内線155）でそれぞれ配布する封筒広告募集要項をご覧ください。封筒広告掲載申込書に必要事項を記入し、納税通知書は1月5日(月)～2月2日(月)、国民健康保険料決定通知書は1月5日(月)～30日(金)、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分までにそれぞれの課へ（いずれも郵送可、必着）

※同要項・申込書は、市ウェブサイトの各課のページ「課税課」または「保険年金課」からそれぞれダウンロードできます。

※広告掲載ができない業種・内容もありますので、詳しくはそれぞれの要項をご参照ください。

第43回 T B S C A

英語弁論 大会結果

昨年11月16日開催の同弁論大会に、小学生から大人まで90人が出場され、日頃の成果を競いました。

入賞者は、次の皆さんです。（敬称略、順不同）

《中学生の部》

- 最優秀賞** 杉山 瞳子（明治池中学1年生）、高橋 昂誠（明治池中学2年生）、中谷 有希（第二中学3年生）
- 富田林ライオンズクラブ賞** 東野 沙月（葛城中学1年生）
- 富田林ロータリークラブ賞** 橋本 瑠那（藤陽中学2年生）
- 富田林南ロータリークラブ賞** 宮村 真菜（初芝富田林中学3年生）
- 優秀賞** 中筋 絵理菜（第三中学1年生）、内田 望

友（喜志中学2年生）、小倉 はつき（第二中学2年生）、林 泉里（藤陽中学2年生）、田中 咲幸（喜志中学2年生）、富士川 ひなた（藤陽中学3年生）、門脇 裕貴（金剛中学3年生）

《高校生の部》

- 最優秀賞** 川口 真奈（富田林高校2年生）
 - 優秀賞** 松野 千広（長野高校2年生）
- 問い合わせ 市民協働課（内線473）



市民プールの 指定管理者を 公募します

本市では、一部の公の施設の管理運営について民間事業者などの能力を活用し、質の高いサービスを提供することを目的とした「指定管理者制度」を導入しています。

このたび、27年度に同制度を導入する新施設の指定管理者を公募します。

農業者・事業者マッチング相談会～南河内の地域食材を事業に活かしてみませんか～

とき 1月27日(火)、午後1時30分～4時
(受け付けは午後1時～3時まで)

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 南河内地域の農業者とのマッチング相談会(意見交換、商談)、南河内の農産物やその農産物を使った加工品の展示と試食

対象者 南河内の地域食材に興味のある加工業者や流通業者などの食品関連事業者

定員 100人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 1月6日(火)～16日(金)までに、電話で富田林商工会 ☎(25)1101へ

パートタイム労働法が改正されます!

4月1日(火)より、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法が改正されます。

主な改正のポイント

- 正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- 「短時間労働者の待遇の原則」の新設
- パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設
- パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

※詳しくは「パート労働ポータルサイト」
[<http://part-tanjakan.mhlw.go.jp/>]をご覧ください。

問い合わせ 大阪労働局雇用均等室 ☎06(6941)8940・FAX06(6946)6465

おでかけ就労支援無料相談

若年者、障がい者、母子・父子家庭の人、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら就労できない人を対象に、就労支援コーディネーターによる就労相談を実施します。



とき 1月21日(火)、午前9時30分～午後5時(正午～午後1時は除く)

ところ 市役所4階A会議室(当日、直接会場へ)

問い合わせ 市就労支援センター ☎(24)3700・FAX(25)5952

対象施設《担当課》および指定期間 市民プール《スポーツ振興課》(内線585) 11月27日～29年度まで
申し込み 1月5日(月)～2月3日(火)、午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日は除く)に担当課で配布する募集要項に従い、1月27日(火)～2月3日(火)、午前9時～午後5時30分(土・日曜日は除く)までに担当課へ ※募集要項は市ウェブサイトの各課のページ「スポーツ振興課」からダウンロードもできます。

●**現地見学会を開催します**
市民プールの現地説明会を開催します。

日程、申し込み方法については市ウェブサイトにてご確認ください。担当課にお問い合わせください。

国の

教育ローン

日本政策金融公庫

同ローンは、高校・大学などへの入学時や在学中に必要な費用を対象とした公的な融資制度です。

融資額 学生・生徒一人当たり350万円以内

返済期間 15年以内

金利 年2・25割(固定金利、26年11月13日現在)

※返済方法や申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 教育ローンコールセンター ☎0570(00)8656

府立南大阪高等 職業技術専門校 4月入校生募集

同専門校は、通信・環境・整備分野の技能者の人材育成をめざして、職業訓練を実施しています。同専門校では、27年4月入校生を募集しています。

募集科目 自動車整備科、電気主任技術科、情報通信科、環境分析科、Webシステム開発科、車体整備科

定員 各科30人

授業料 年間11万8800円(別途教科書代実費)

※その他、入校料などが必要。
願書受け付け 1月5日(月)～29日(木)までハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町7の2) ☎(53)3081
で受け付け
試験日 2月20日(金)
合格発表 2月25日(水)
入校日 4月9日(木)
※その他、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 同専門校(和泉市テクノステージ二丁目3の5) ☎0725(53)3005

※1月14日(水)に施設見学会と体験実習、26日(月)、2月10日(火)、3月3日(火)に施設見学会を同専門校で実施します(いずれも午後1時15分～受け付け、当日直接会場へ)。

障がい者差別の解消に向けて

●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が28年4月1日から施行されます

これまで「障害者基本法」で、障がい者に対する差別は禁止されていましたが、具体的な内容が規定されていませんでした。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象に、障がいを理由とした「不当な差別的取り扱い」を禁止するとともに、障がい者にとっての社会的障壁（日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの）を、負担になり過ぎない範囲で取り除くために必要な「合理的配慮」をすることを求めています。

現在、法律の施行に向け、国では差別解消に関する施策を総合的かつ一体的に実施するための基本方針の策定、また、府では何が差別に当たるのかを分かりやすく示すガイドライン作りが進められています。

この法律によって、障がいを理由とする差別の解消を推進する取り組みが進み、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすこととなります。

※詳しくは府ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>）をご覧ください。

●貸し出し用車椅子をご利用ください

市役所正面玄関横には、来庁者にご利用いただけるように車椅子を用意しています。



富田林西口商店会より寄贈された車椅子

また、10日間程度であれば貸し出しもしていますので、詳しくはお問い合わせください。

なお、26年11月に富田林西口商店会より介助用車椅子3台を寄贈いただきました。

問い合わせ 障がい福祉課（内線192）

災害による被害を最小限に ～金剛東地区に自主防災組織が誕生～

新たに、向陽台五丁目に自主防災組織が結成され、消火器やヘルメット、発電機などの防災資機材が配備されました。



向陽台五丁目自治会自主防災会

今後、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。

問い合わせ 市消防本部警備救急課【☎(25)1125】

障がい者 雇用推進フォーラム in 南河内

障がいのある人の進路先になる事業所などが一堂に会し、各事業所による個別面談や作業体験などができたり、専門機関による行政相談、生活相談、就労相談

などができたりする同フォーラムを開催します。これからの進路選択の機会としてぜひご利用ください。

とき 1月21日(水)、午後1時～4時(午後0時30分～受け付け)

ところ すばるホール4階 銀河の間

対象者 障がいのある人やその家族、障がい者支援機関の人、教育機関の人など

参加費 無料

※当日、直接会場へ。

問い合わせ 南河内南障害者就業・生活支援センター
☎(53)6093・FAX(53)6095

人権を考える市民の 集いシリーズ2 「人種差別撤廃 条約と私たち」

日本が批准している人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）を基に人種差別について考えます。

とき 1月23日(金)、午後6時30分～8時30分

宅地建物取引業 人権推進指導員制度

府では、宅地建物取引の場における同和地区への差別や、入居差別などをなく

時30分～8時30分

ところ 市消防本部4階視聴覚室

定員 50人（当日、直接会場へ）

参加費 無料

問い合わせ (社)市人権教育・啓発推進センター【☎(20)0285】へ

していくため、業界団体と連携し、同指導員の養成に取り組んでいます。

本市においても、研修会を開催するなど、同制度の運営に協力しています。

同指導員がいる宅地建物取引業者は、従業員に対して人権に関する教育や啓発をし、人権意識の高揚に取り組んでいます。また、営業所にステッカーを掲示しています。

問い合わせ 府建築振興課
☎(06)69410351（内線3083）



《男女共同参画特集》

あなたの身近に

「男女共同参画」

「男女共同参画」と聞く
と、どのようなイメージを
描きますか。
何か堅苦しいとか、一
部の女性が女性の地位向上
のため一方的に言っている

だけ、あるいは自分とは全
く関係のないことだと思
人もいるかもしれません。
しかし、皆さんの身近な
ところで「男女共同参画」
は関係しています。

ミニコラム～「普通」ってなんだろう～

「普通は男がデート費用を払う」など、私たちが何気なく使っている「普通」とはどういうことでしょうか？
「普通は〇〇だ」と、よく用いられるフレーズですが、「普通」とは辞書では「他と変わっていないこと。珍しいくないこと。ごく当たり前であること。」と定義されています。

しかし、人はそれぞれ生まれ育った環境も違い、その中で培われたそれぞれの「普通」があります。自分が「普通」と思っているからといって他の人にもそれが「普通」であるとは限りません。

だからこそ「普通は〇〇だ」と自分の価値観を押し付けるのではなく、いろいろな考えや意見に耳を傾け、お互いを尊重する姿勢は男女が共に生きやすい社会の実現にとって非常に重要です。

「普通は〇〇だ」と思うとき、少し立ち止まって考えてみませんか？

こんな経験はありませんか

例えば、男性であれば、「男なら4年制大学に進学し、大企業に就職して…」と周囲が考えるルールに乗りななければいけないという考えから、本当に自分が望む進路に進めない、ためらってしまうなど、悩んだ経験はありませんか。

また、「デートの費用は男が負担して当たり前」など「男なら〇〇して当たり前」と直接言われなくても、「男はこうあるべきだ」というプレッシャーによって、生きづらさを感じたことはありませんか。

女性の場合でも「女なら家事をして当たり前」など「女なら〇〇して当たり前」と言われたり、自分自身で思い込んだりしてつらい思いをしたことはありませんか。

原因はジェンダー？

ジェンダーとは、「社会的・文化的・歴史的に形成された男女の性差」のことです。社会や家庭で「男は男らしく」「女は女らしく」と要求される結果、男女それぞれのジェンダー意識が形成され、性別による固定的な役割分業意識の根本になっっているといえます。

男女が共に生きやすい社会をめざして

もちろん性別で社会生活上の役割を分けることが全て問題であるとはいえませんが、合理性・必然性のない役割分業により、個人の自由を妨げ、社会の利益を損なうと考えられる場合には見直すことも必要です。

男女共同参画フォーラム 参加者募集

とき 1月31日(土)、①分科会 午前9時30分～11時30分、②講演&落語 午後1時20分～3時
ところ すばるホール

①分科会 (内容・定員など)

■「人生百年社会 誰もが安心して暮らせる地域を」 シングルマザーの子育ての実態に学ぶ(3階会議室2)、定員40人、企画 富田林の女性問題を考える会(増永さん) ☎090(1956) 9448

■「シニアパワーくすのき塾 主婦ナビゲーターが本音を語る」(3階会議室3)、定員40人、企画 にくすのき塾(苧坂さん) ☎090(8

本市では、啓発活動も含め、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進していくため、23年3月に「市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を制定し、男女が共に生きやすい社会の実現をめざしています。
問い合わせ 人権政策課 (内線474)

986) 7162) ※いずれも申し込みは1月6日(火)まで、各企画団体へ(申し込み先着順)

②講演&落語 (内容・定員など)

■「動物社会から学ぶ私たちのくらし」自分らしく生きるために…(2階小ホール)、定員200人(当日、直接会場へ)、講師 林家 卯三郎さん(落語家)、手話通訳・要約筆記あり
※男女共同参画に関するパネル展示も開催(午前9時30分～午後3時、2階小ホール前ロビー、当日直接会場へ)。
※①②いずれも託児あり(定員各5人、申し込み先着順、1月6日(火)まで、人権政策課(内線474)へ)。
問い合わせ 人権政策課 (内線474)